補助金調書

補助金名	スポーツ大会開催補助金			担当課 （連絡先）	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課 （TEL 711-4657 ）	
交 付 先	団体	大会主催者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	（公募の場合） 公募時期	通年			
（公募の場合） 応募要件	（公財）日本スポーツ協会、（公財）福岡県スポーツ協会又は（公財）福岡市スポーツ協会に加盟する競技団体等					
（非公募の場合） 非公募の理由						
補助開始年度	昭和45	年度	経過年数	57	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	本市内におけるスポーツ大会の開催（一部本市外地開催の場合を含む。）に要する経費の一部を補助し、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。 アマチュアスポーツ団体が主催し、一般社会人等を対象とした全市規模又は本市内における九州・西日本規模のスポーツ大会の開催に対して補助金を交付する。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する 理由	本補助金により、開催支援を行うことで、本市におけるスポーツ大会の開催が促進され、市民スポーツの機会が増加することが期待される。また、競技団体の自主的な活動の活性化を図っていくうえで、支出方法としては、競技団体が実施する大会への補助金が適切かつ効果的であることから、終期を延長するもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・「補助対象経費」は、補助事業の実施に要する経費。ただし、主催者構成員に支払う人件費、団体の経常的な運営経費、有料プログラム作成にかかわる経費、大会開催にかかわる賞金、航空機及び新幹線の特別料金、食料費（事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可）、その他市長が適当でないと認めるものを除く。 ・「補助金額」は、予算の範囲内において、大会規模と補助対象経費の区分に応じて予め定められた額を限度に市長が決定する。					
（間接補助の場合） 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					

交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 （※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	14 件	12 件	13 件
	800 千円	680 千円	540 千円	630 千円

前年度補助事業 の主な実施概要	○ 第23回九州オープンソフトテニス大会 ○ 第42回九州社会人選抜アイスホッケー選手権大会　　など
補助金交付 による効果	開催経費の一部を負担することにより、事業内容の充実が図られる。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。